

委員各位

龍ヶ崎市長 中山 一生

令和2年度第1回龍ヶ崎市人・農地プラン審議会について（通知）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素より当審議会の運営に対しましては、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染が昨年11月以降、都市部を中心に拡大しており、茨城県においても1月18日（月）に県独自の緊急事態宣言を発令し、県内全域において2月7日（日）までは不要不急の外出及び移動の自粛を要請しているところです。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、自粛期間が延長されることも考えられます。

このため、標記の件につきましては、会議は開催せずに書面議決書によって審議を行うことと致しました。

つきましては、会議資料を送付いたしますので、お手数ながら、下記の期日までに同封の書面議決書をご提出くださるようお願い申し上げます。

なお、書面議決書を提出するにあたり、疑問点などがあれば、下記の問い合わせ先までご連絡いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

記

1. 協議事項 龍ヶ崎市人・農地プランについて
2. 提出書類 別紙「書面議決書」
3. 提出期日 令和3年2月16日（火）

問い合わせ先 龍ヶ崎市役所 農業政策課 農業総務グループ 岡野 TEL 0297(64)1111 内線 411 FAX 0297-60-1584 E-mail nousei@city.ryugasaki.lg.jp
--

(案)

龍ヶ崎市人・農地プラン

(実質化された人・農地プラン)

令和3年2月

茨城県 龍ヶ崎市

目次

1. 概要

- (1) 人・農地プラン実質化の趣旨 1
- (2) 人・農地プランの位置づけ 2
- (3) 人・農地プラン作成の経緯 2

2. 龍ヶ崎市の農業の現状

- (1) 農地面積 3
- (2) 農業従事者 5

3. 実質化された人・農地プラン

- (1) 人・農地プランの地区割り 7
- (2) 中央地区 9
- (3) 東部地区 13
- (4) 西部地区 18

参考資料

- (1) 座談会で用いた地図 22
- (2) 人・農地プラン実質化の取組に連携する支援措置 25

1. 概要

(1) 人・農地プラン実質化の趣旨

農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の減少や高齢化の進行、農産物価格の低迷、消費者ニーズやライフスタイルの多様化、TPP(環太平洋パートナーシップ協定)をはじめとするグローバル化の進展、ICTを活用したスマート農業の導入など、目まぐるしく変化しています。

特に、我が国は本格的な人口減少社会に突入したことで農業従事者の減少や担い手不足がより一層加速しており、また遊休農地及び耕作放棄地などは増加傾向にあるため、基幹産業である農業の衰退が懸念されているところです。

このため、国においては、5年後、10年後を見据え、地域農業のあり方について、集落・農地での徹底的な話し合いを行い、地域農業を担う経営体や生産基盤となる農地を将来においても確保していくことを目的として、平成24年2月8日に戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱を制定し、その中で、人・農地プランの作成を明記しました。

これを受けて、本市では、地域単位での話し合いや有識者による検討会を開催し、平成24年12月に龍ヶ崎市人・農地プランを作成したところです。

一方、国においては、平成25年5月16日に戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱を人・農地問題解決推進事業実施要綱に改正し、さらに、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的として、平成25年12月13日に農地中間管理事業の推進に関する法律を公布しました。そして、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、公的機関が農地の出し手と借り手の仲介を行う、農地中間管理事業が創設され、全国の都道府県に農地中間管理機構が設立されました。

また、国においては、平成26年4月1日には、人・農地プランの見直しを支援するため、人・農地問題解決推進事業実施要綱を人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱に改正しました。

その後、農地の集積・集約が促進されましたが、国は農地の集積・集約の加速化を図るため、令和元年5月24日に農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する等の法律を施行しました。この法律改正を受け、令和元年6月26日には農林水産省経営局長から「人・農地プランの具体的な進め方について」の通知が発出され、その中で、人・農地プランを真に地域の話し合いに基づくものとするため、市町村、農業委員会、農業従事者など関係者が参加する場で、アンケートの調査結果や地図を活用した話し合いをすること、いわゆる、「実質化すること」が明記されたところです。

このため、本市では、今後の農地利用を担う中心経営体への農地の集積・集約を実効性のあるものとするため、農地所有者の方へアンケート調査を行うとともに、地域の話し合い、関係機関との協議、さらには有識者による検討会の開催を踏まえ、実質化された人・農地プランとして、龍ヶ崎市人・農地プランを作成するものです。

(2) 人・農地プランの位置づけ

人・農地プランは、人・農地問題解決加速支援事業実施要綱に規定されている「地域の農業者の話合いに基づき、今後の地域農業の在り方や地域を中心となる経営体の将来展望などを明確化したもの」であり、また、農地中間管理事業の推進に関する法律第 26 条に規定されている「農業者等による協議の場を設け、その結果を取りまとめ、公表するもの」に位置付けます。

(参考) 農地中間管理事業の推進に関する法律

(農業者等による協議の場の設置等)

第 26 条 市町村は、当該市町村内の区域における農地中間管理事業の円滑な推進と地域との調和に配慮した農業の発展を図る観点から、当該市町村内の適切と認める区域ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、当該区域における農業の将来の在り方及びそれに向けた農地中間管理事業の利用等に関する事項について、定期的に、農業者その他の当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする。

2 市町村は、前項の協議に当たっては、新たに就農しようとする者を含め、幅広く農業者等の参加を求めるように努めるとともに、当該協議の参加者に対し、農地に関する地図を活用して、地域における農業者の年齢別構成及び農業後継者の確保の状況その他の必要な情報を提供するように努めるものとする。

3 農業委員会は、農地の保有及び利用の状況、農地の所有者の農業上の利用の意向その他の農地の効率的な利用に資する情報の提供、委員及び推進委員（農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項に規定する推進委員をいう。）の第 1 項の協議への出席その他当該協議の円滑な実施のために必要な協力を行うものとする。

(3) 人・農地プラン作成の経緯

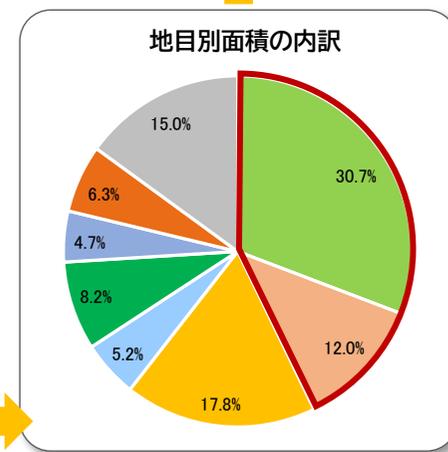
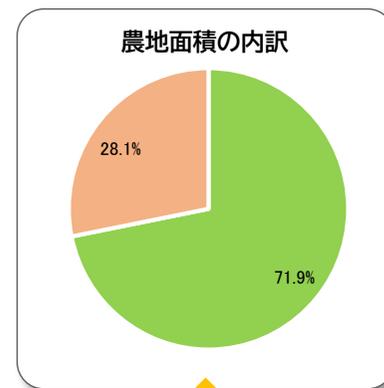
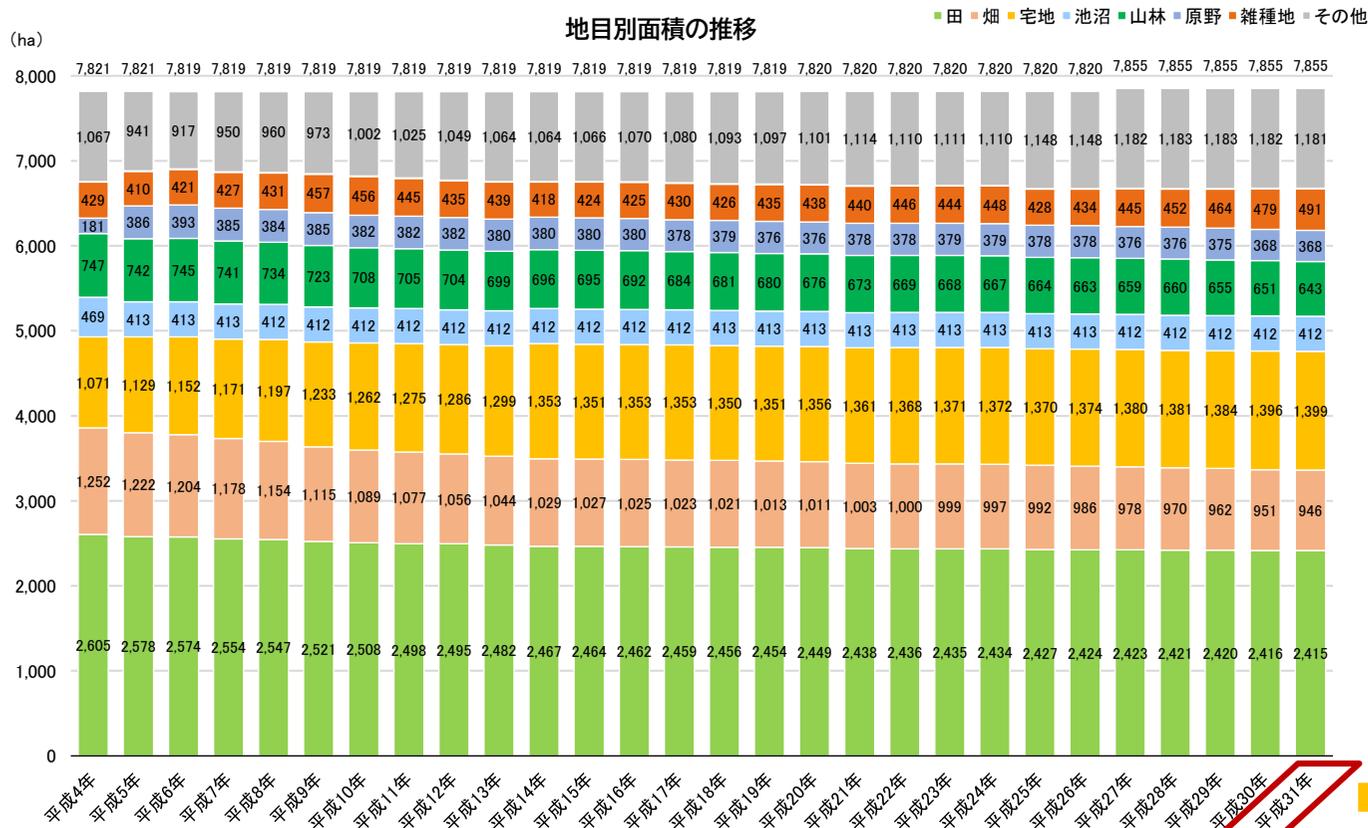
龍ヶ崎市人・農地プランは、農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携し、農地所有者の方にアンケート調査を行うとともに、地域ごとの座談会の開催、農業協同組合及び土地改良区との協議、さらには龍ヶ崎市人・農地プラン審議会での審議を経て、作成しました。

2. 龍ヶ崎市の農業の現状

(1) 農地面積

① 地目別面積の推移

- ・ 本市の平成 31 年における市全体の面積は 7,855ha (78.55 km²) です。
- ・ 地目別面積では、田が 2,415ha (24.15 km²)、畑が 946ha (9.46 km²) ですが、農地 (田及び畑) の面積は減少傾向にあります。
- ・ 農地が市全体の面積に占める割合は約 4 割であり、農地の内訳は、田が 7 割、畑が 3 割となっています。



(統計りゅうがさき (税務課))

② 経営耕作面積及び耕作放棄地の推移

- ・ 本市の経営耕地面積^{※1}は減少傾向にあります。
- ・ 経営耕地面積の内訳として、田及び畑は減少傾向にあります、樹園地はほぼ横ばいで推移しています。
- ・ 田においては昭和55年から平成27年までの間で3割減少しており、畑においては7割減少しています。
- ・ 経営耕地面積は減少傾向にあります、耕作放棄地面積は増加傾向にあります。
- ・ 平成17年から平成27年までの10年間に、耕作放棄地面積は2.6倍になっています。



(農林業センサス)

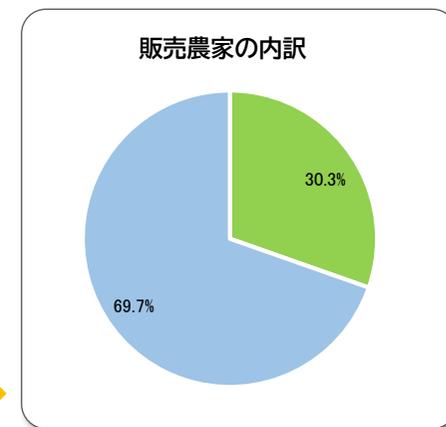
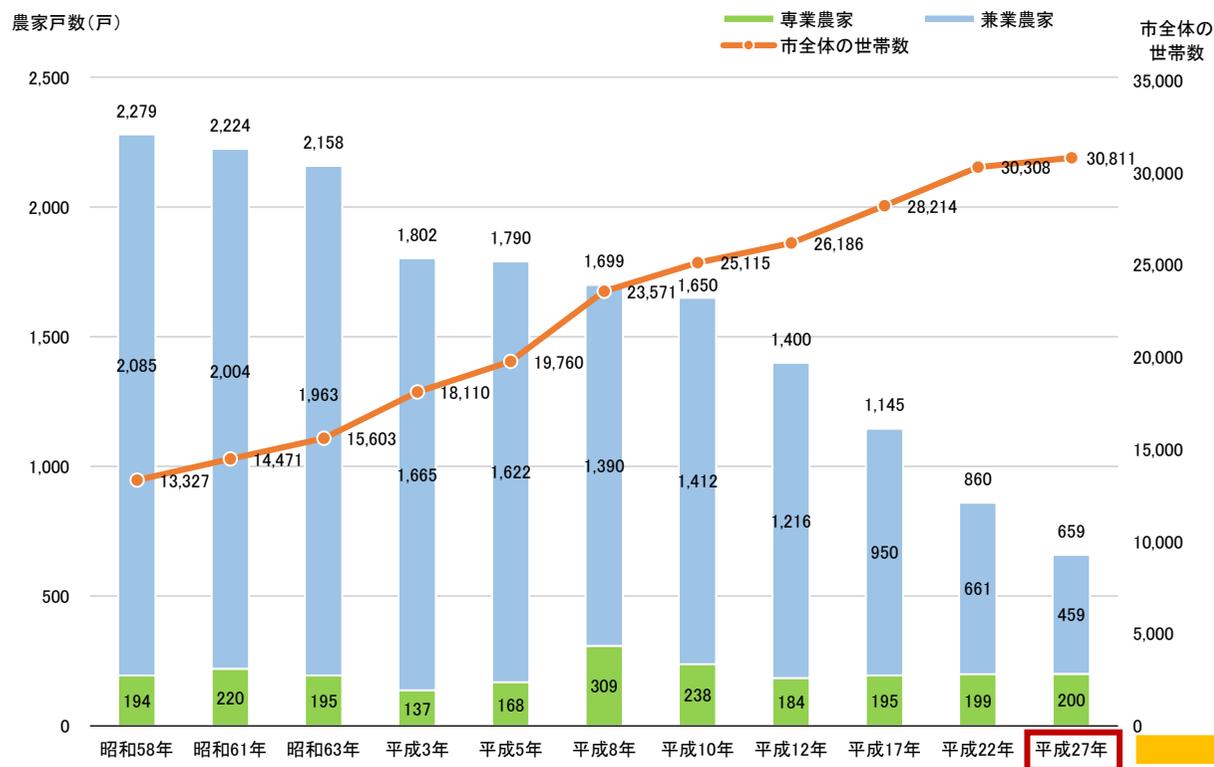
※1 経営耕地面積：農家が経営する耕地の面積

(2) 農業従事者

① 販売農家戸数及び市全体の世帯数の推移

- ・ 本市の世帯数は増加傾向にあります、販売農家^{※2}戸数は減少傾向にあります。
- ・ 昭和 58 年における販売農家戸が 2,279 世帯であったのに対し、平成 27 年の販売農家戸数は 659 世帯であるため、30 年間で 7 割減少しています。
- ・ 販売農家戸数の内訳として、専業農家^{※3}はほぼ横ばいで推移していますが、兼業農家^{※4}は大きく減少しています。
- ・ 平成 27 年における販売農家の内訳では、専業農家が占める割合は全体の約 3 割であり、兼業農家が占める割合は全体の約 7 割となっています。

販売農家戸数及び市全体世帯数の推移



(農林業センサス)

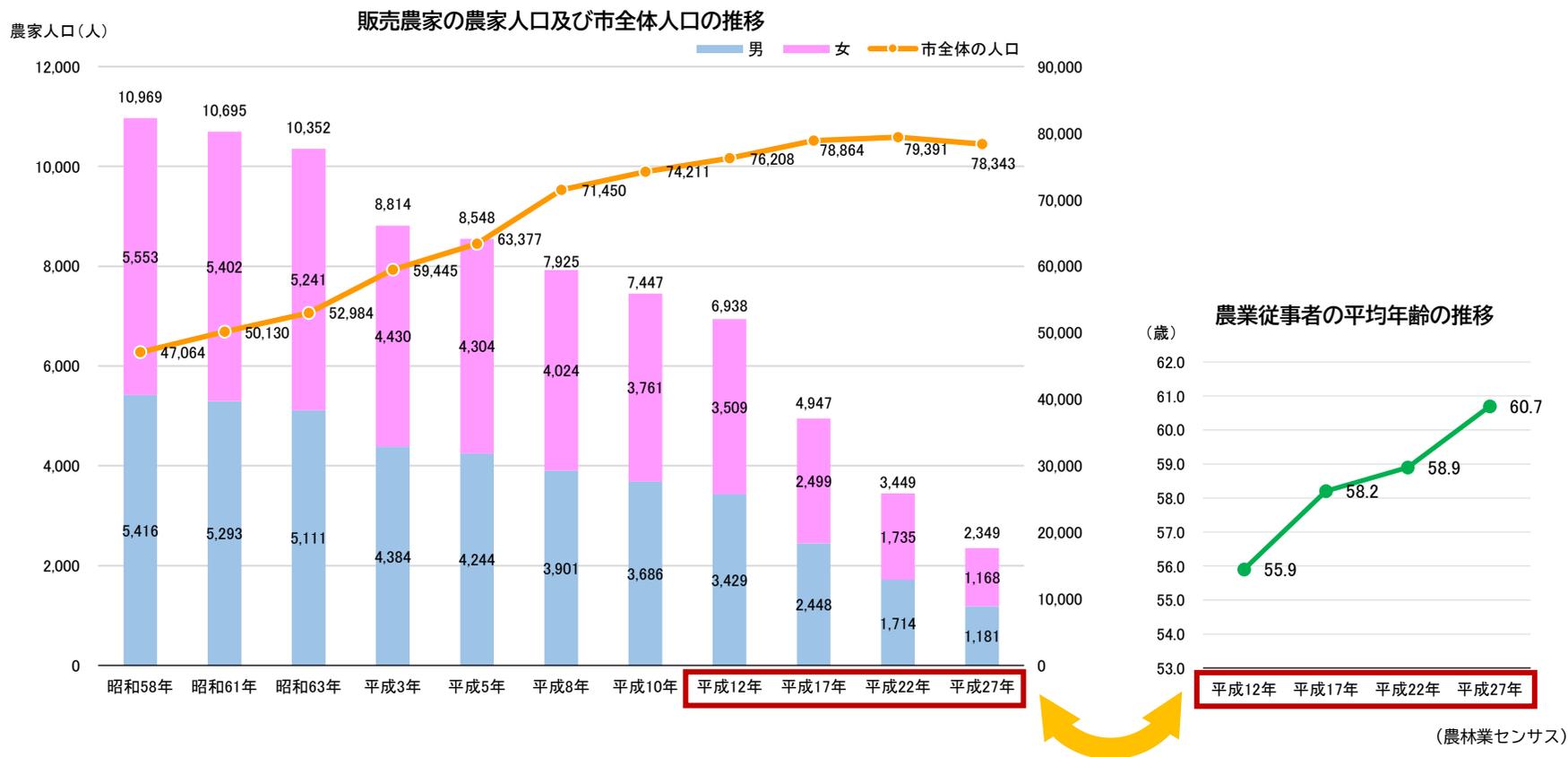
※2 販売農家：経営耕地面積が 30a 以上または調査期日前一年間における農産物販売金額が 50 万円以上の農家

※3 専業農家：世帯員の中に兼業従事者が一人もいない農家

※4 兼業農家：世帯員の中に兼業従事者が一人以上いる農家

② 農家人口の推移

- ・ 本市の人口は平成 23 年度をピークに減少傾向にあります。販売農家の農家人口は販売農家戸数の減少に伴い、減少傾向にあります。
- ・ 昭和 58 年における農家人口が 10,969 人であったのに対し、平成 27 年の農家人口は、2,349 人であるため、30 年間で 8 割減少しています。
- ・ 販売農家戸数の減少に反して、農家の平均年齢は上昇しています。
- ・ 平成 12 年における平均年齢は 55.9 歳であったのに対し、平成 27 年の平均年齢は 60.7 歳であるため、15 年間で約 5 歳上昇しており、農業従事者の高齢化が進行しています。



3. 実質化された人・農地プラン

(1) 人・農地プランの地区割り

龍ヶ崎市人・農地プランの地区割りは、「中央地区」「西部地区」「東部地区」の3つに分類します。

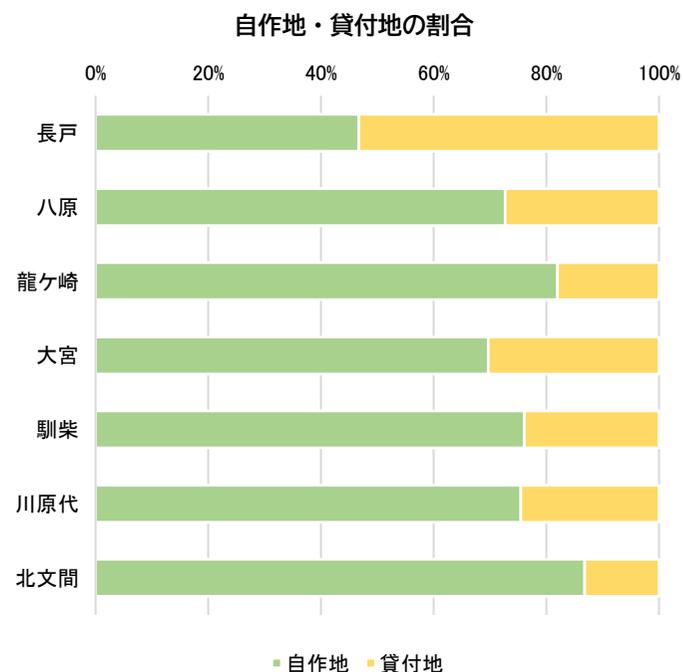
また、中央地区は「長戸」及び「八原」、西部地区は「馴柴」「川原代」及び「北文間」、東部地区は「龍ヶ崎」及び「大宮」で構成するものとします。

なお、各地区の農地面積及び耕作面積などは以下のとおり、龍ヶ崎市人・農地プランの区割り図及び農地中間管理事業におけるモデル地区は次頁のとおりです。

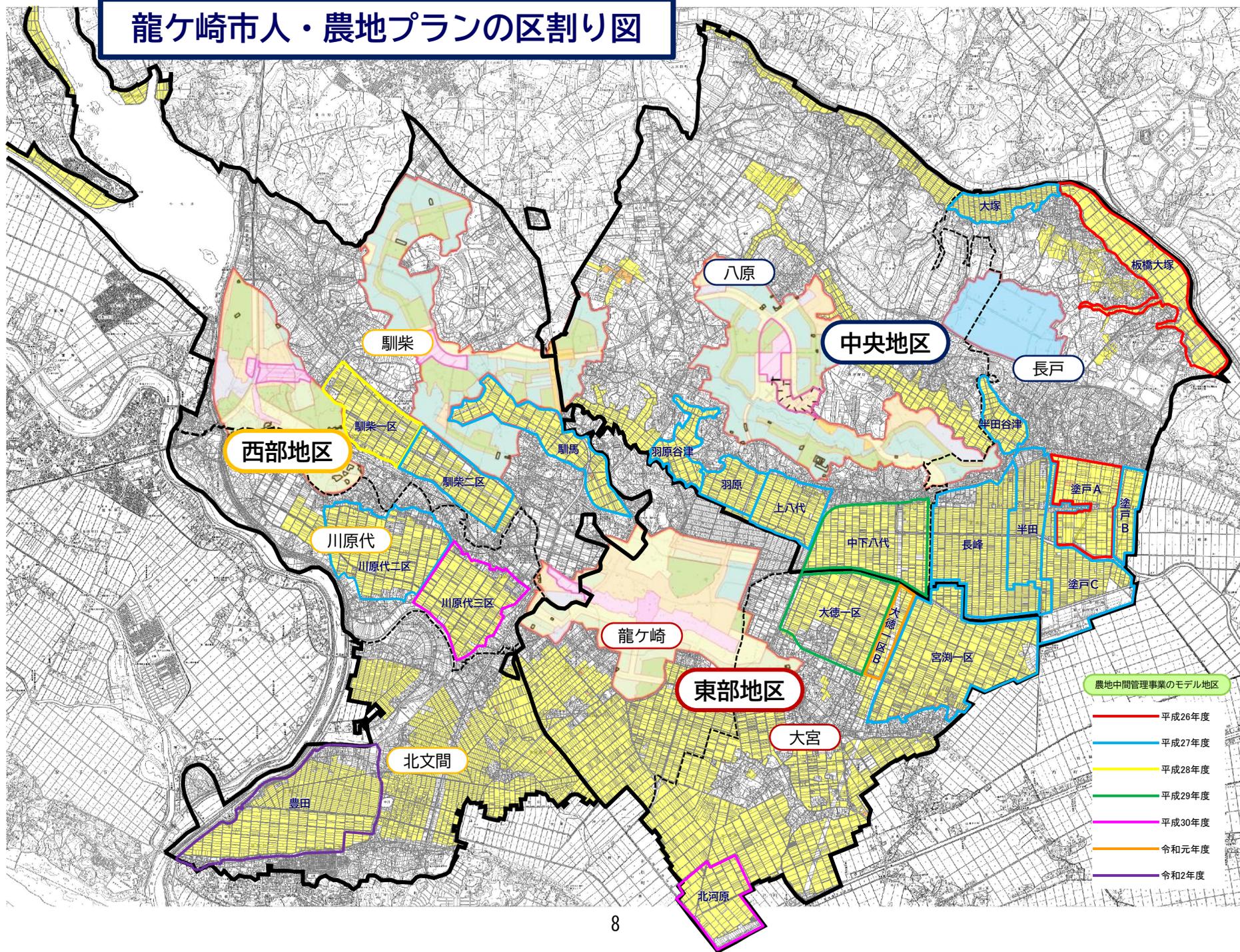
各地区の農地面積及び耕作面積など

地区名	地区内 集落名	農地面積	遊休農地	耕作面積		
				自作地	貸付地	
中央地区	長戸	542.3ha	18.9ha	523.4ha	244.9ha	278.5ha
	八原	680.4ha	13.3ha	667.1ha	485.1ha	182.0ha
	小計	1,222.7ha	32.2ha	1,190.5ha	730.0ha	460.5ha
東部地区	龍ヶ崎	258.6ha	4.0ha	254.6ha	208.8ha	45.8ha
	大宮	645.2ha	2.7ha	642.5ha	448.0ha	194.5ha
	小計	903.8ha	6.7ha	897.1ha	656.8ha	240.3ha
西部地区	馴柴	502.2ha	7.9ha	494.3ha	376.5ha	117.8ha
	川原代	266.3ha	1.2ha	265.1ha	200.3ha	64.8ha
	北文間	448.5ha	1.7ha	446.8ha	387.7ha	59.1ha
	小計	1,217.0ha	10.8ha	1,206.2ha	964.5ha	241.7ha
合計		3,343.5ha	49.7ha	3,293.8ha	2,351.3ha	942.5ha

(農業委員会・農地台帳)



龍ヶ崎市人・農地プランの区割り図

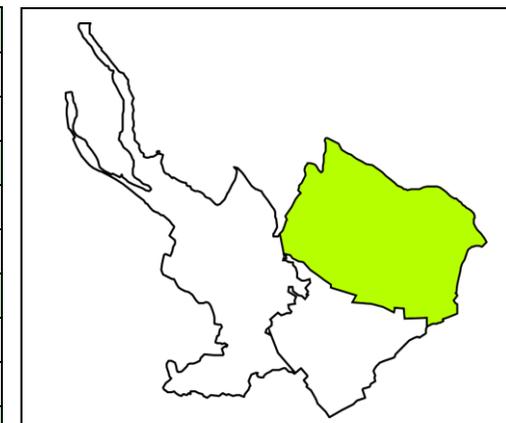


(2) 中央地区

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
龍ヶ崎市	中央地区（長戸、八原）	令和3年2月 日	令和3年2月 日

① 対象地区の現状

地区内の耕作面積	1,190.5ha
うち自作による耕作面積	730.0ha
うち賃貸借などによる耕作面積	460.5ha
アンケート調査等に回答した地区内における、農地所有者の耕作面積の合計	628.2ha
うち今後も自作で耕作する予定の耕作面積の合計	86.1ha
うち今後は賃貸借、または今後も賃貸借などで耕作を希望する予定の耕作面積の合計	542.1ha
アンケート調査等に回答した地区内における、70歳以上の耕作者の耕作面積の合計	96.2ha
うち後継者がいる耕作者の耕作面積の合計	41.8ha
うち後継者がいない、または未定の耕作者の耕作面積の合計	54.4ha
地区内において、今後、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	147.4ha



備考

（アンケート調査）

- ・ 長戸は、耕作面積の半数以上が賃貸借等による貸付地であり、農地の集積・集約が進んでいることから、アンケート調査は実施していません。
- ・ 八原は、令和2年度に農地の耕作状況・今後の意向確認に関するアンケート調査を行いました。

（地域特性）

- ・ 長戸の農地面積は542.3ha、耕作面積は523.4haです。耕作面積の地目別内訳は、田の面積が432.7ha、畑の面積が90.7haです。
- ・ 八原の農地面積は680.4ha、耕作面積は667.1haです。耕作面積の地目別内訳は、田の面積が333.1ha、畑の面積が334.0haです。

（その他）

- ・ 中央地区には、JA水郷つくば龍ヶ崎中央支店があります。

② 対象地区の課題

(農地)

- ・ 中央地区は、自作による耕作面積が、全体の約 6 割を占めています。
- ・ 長戸の耕作面積の内訳について、田の耕作農地が全体の約 8 割を占めています。その内、田の耕作面積の約 6 割は賃貸借等による貸付地であるため、農地の集積・集約が進んでいる状況です。
- ・ 八原の耕作面積の内訳について、田及び畑がほぼ同規模と全体の約 5 割を占めています。その内、また田の耕作面積の約 4 割は賃貸借等による貸付地ですが、畑は約 1 割程度であるため、賃貸借等による農地の集積・集約が難しい状況です。

(後継者・担い手)

- ・ 中央地区の農地所有者に実施したアンケート調査の結果では、耕作面積の約 6 割は 70 歳以上の方が自作で耕作しています。その内、約 6 割の方は「後継者がいない、または未定」と回答しているため、担い手の育成・確保が必要です。

③ 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・ 農地所有者、農業をリタイア・経営転換する人、または、担い手の分散錯圃を解消するため利用権を設定しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付けることとします。
- ・ 農地中間管理機構に貸し付けた農地は、原則として中心経営体が担っていくこととします。
- ・ 土地改良事業などを実施する際は、担い手へ農地の集積・集約を推進することで、農地の分散錯圃の解消に努めます。
- ・ 中心経営体となる担い手の育成・確保に関する取組を推進します。
- ・ 茨城県新規就農相談センター、茨城県農業改良普及センター及び茨城県農業参入等支援センター等と連携し、中心経営体となる担い手の育成・確保に関する取組を推進します。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引き受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	農業を営む範囲
認定農業者						長戸
認定農業者						長戸、八原
認定農業者						八原
認定農業者						長戸
認定農業者						八原
認定農業者						八原
認定農業者						長戸、八原
認定農業者						八原
認定農業者						長戸
認定農業者						長戸、八原
認定農業者						長戸
認定農業者						八原
認定農業者						長戸
認定農業者						長戸
認定農業者						長戸
認定農業者						長戸、八原
認定農業者						長戸
認定農業者						長戸
認定農業者						八原
認定農業者						八原
認定農業者						長戸、八原
認定農業者						長戸、八原
認定農業者						長戸、八原
認定農業者						長戸
認定農業者						長戸
認定農業者						八原

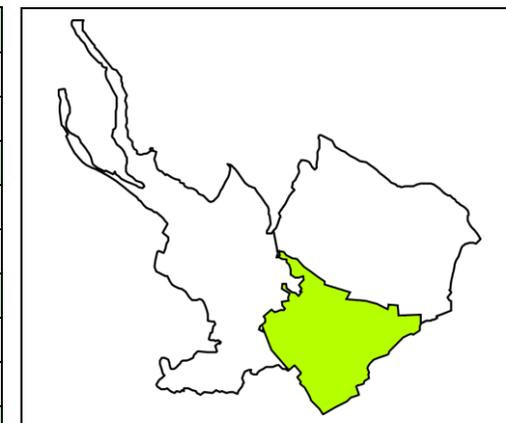
属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引き受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	農業を営む範囲
認定農業者						長戸
認定農業者						長戸
認定農業者						長戸、八原
認定農業者						八原
認定農業者						八原
認定農業者						
認定農業者						長戸、八原
認定農業者						八原
認定農業者						八原
認定農業者						八原
認定農業者						八原
認定農業者						長戸
認定新規就農者						長戸
						長戸、八原
						長戸
						長戸
						長戸
						八原
						長戸、八原
						長戸、八原
						八原
						長戸、八原
						八原
						長戸
計	法人 7 経営体 個人 43 経営体		749.2ha		896.6ha	

(3) 東部地区

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
龍ヶ崎市	東部地区（龍ヶ崎、大宮）	令和3年2月 日	令和3年2月 日

① 対象地区の現状

地区内の耕作面積	897.1ha
うち自作による耕作面積	656.8ha
うち賃貸借などによる耕作面積	240.3ha
アンケート調査等に回答した地区内における、農地所有者の耕作面積の合計	463.7ha
うち今後も自作で耕作する予定の耕作面積の合計	126.3ha
うち今後は賃貸借、または今後も賃貸借などで耕作を希望する予定の耕作面積の合計	337.4ha
アンケート調査等に回答した地区内における、70歳以上の耕作者の耕作面積の合計	111.2ha
うち後継者がいる耕作者の耕作面積の合計	35.7ha
うち後継者がいない、または未定の耕作者の耕作面積の合計	75.5ha
地区内において、今後、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	236.9ha



備考

（アンケート調査）

- ・ 龍ヶ崎は、令和2年度に農地の耕作状況・今後の意向確認に関するアンケート調査を行いました。
- ・ 大宮は、令和2年度に農地の耕作状況・今後の意向確認に関するアンケート調査を行いました。

（地域特性）

- ・ 龍ヶ崎の農地面積は258.6ha、耕作面積は254.6haです。耕作面積の地目別内訳は、田の面積が220.6ha、畑の面積が34.0haです。
- ・ 大宮の農地面積は645.2ha、耕作面積は642.5haです。耕作面積の地目別内訳は、田の面積が523.1ha、畑の面積が119.4haです。

（その他）

- ・ 東部地区には、JA水郷つくば竜ヶ崎地区本部及びJA水郷つくば竜ヶ崎営農経済センターがあります。

② 対象地区の課題

(農地)

- ・ 東部地区は、自作による耕作面積が、全体の約7割を占めています。その内、農地の集積・集約が進んでいるとは言い難い状況です。
- ・ 龍ヶ崎の耕作面積の内訳について、田の耕作農地が全体の約9割を占めています。その内、田の耕作面積の約2割は賃貸借等による貸付地であることから、農地の集積・集約が進んでいるとは言い難い状況です。
- ・ 大宮の耕作面積の内訳について、田の耕作農地が全体の約8割を占めています。その内、田の耕作面積の約3割は賃貸借等による貸付地であることから、農地の集積・集約が進んでいるとは言い難い状況です。

(後継者・担い手)

- ・ 東部地区の農地所有者に実施したアンケート調査の結果では、耕作面積の約5割は70歳以上の方が自作で耕作しています。その内、約7割の方は「後継者がいない、または未定」と回答しているため、担い手の育成・確保が必要です。

③ 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・ 農地所有者、農業をリタイア・経営転換する人、または、担い手の分散錯圃を解消するため利用権を設定しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付けることとします。
- ・ 農地中間管理機構に貸し付けた農地は、原則として中心経営体が担っていくこととします。
- ・ 土地改良事業などを実施する際は、担い手へ農地の集積・集約を推進することで、農地の分散錯圃の解消に努めます。
- ・ 中心経営体となる担い手の育成・確保に関する取組を推進します。
- ・ 茨城県新規就農相談センター、茨城県農業改良普及センター及び茨城県農業参入等支援センター等と連携し、中心経営体となる担い手の育成・確保に関する取組を推進します。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引き受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	農業を営む範囲
認定農業者						龍ヶ崎、大宮
認定農業者						龍ヶ崎、大宮
認定農業者						龍ヶ崎、大宮
認定農業者						大宮
認定農業者						大宮
認定農業者						
認定農業者						龍ヶ崎
認定農業者						大宮
認定農業者						龍ヶ崎
認定農業者						大宮
認定農業者						龍ヶ崎、大宮
認定農業者						龍ヶ崎、大宮
認定農業者						大宮
認定農業者						龍ヶ崎
認定農業者						大宮
認定農業者						大宮
認定農業者						龍ヶ崎、大宮
認定農業者						龍ヶ崎、大宮
認定農業者						大宮
認定農業者						大宮
認定農業者						大宮
認定農業者						大宮
認定農業者						大宮
認定農業者						
認定農業者						大宮

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引き受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	農業を営む範囲
認定農業者						龍ヶ崎
認定農業者						龍ヶ崎、大宮
認定農業者						龍ヶ崎、大宮
認定農業者						大宮
認定農業者						大宮
認定農業者						龍ヶ崎、大宮
認定農業者						龍ヶ崎、大宮
認定農業者						龍ヶ崎
認定農業者						龍ヶ崎、大宮
認定農業者						大宮
認定農業者						大宮
認定農業者						龍ヶ崎、大宮
認定農業者						大宮
認定農業者						大宮
認定農業者						大宮
認定農業者						大宮
認定農業者						大宮
						龍ヶ崎、大宮
						大宮
						大宮
						大宮
						大宮
						大宮
						大宮
						大宮
						大宮
						大宮
						大宮
						大宮
						大宮
						大宮
						大宮
						大宮

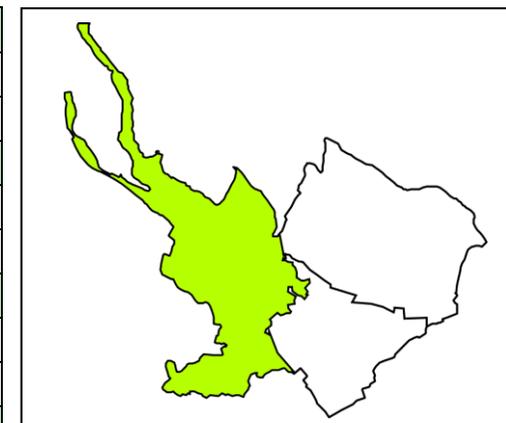
属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引き受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	農業を営む範囲
						大宮
						大宮
計	法人 5 経営体 個人 48 経営体		943.1ha		1,180.0ha	

(4) 西部地区

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
龍ヶ崎市	西部地区（馴柴、川原代、北文間）	令和3年2月 日	令和3年2月 日

① 対象地区の現状

地区内の耕作面積	1,206.2ha
うち自作による耕作面積	964.5ha
うち賃貸借などによる耕作面積	241.7ha
アンケート調査等に回答した地区内における、農地所有者の耕作面積の合計	637.7ha
うち今後も自作で耕作する予定の耕作面積の合計	187.1ha
うち今後は賃貸借、または今後は賃貸借などで耕作を希望する予定の耕作面積の合計	450.6ha
アンケート調査等に回答した地区内における、70歳以上の耕作者の耕作面積の合計	193.5ha
うち後継者がいる耕作者の耕作面積の合計	59.5ha
うち後継者がいない、または未定の耕作者の耕作面積の合計	134.0ha
地区内において、今後、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	187.1ha



備考

（アンケート調査）

- ・ 馴柴は、令和2年度に農地の耕作状況・今後の意向確認に関するアンケート調査を行いました。
- ・ 川原代は、基盤整備事業を行うにあたり、平成28年度に実施した営農意向調査の結果を用いました。
- ・ 北文間は、令和2年度に農地の耕作状況・今後の意向確認に関するアンケート調査を行いました。

（地域特性）

- ・ 馴柴の農地面積は502.2ha、耕作面積は494.3haです。耕作面積の地目別内訳は、田の面積が359.9ha、畑の面積が134.4haです。
- ・ 川原代の農地面積は266.3ha、耕作面積は265.1haです。耕作面積の地目別内訳は、田の面積が196.3ha、畑の面積が68.8haです。
- ・ 北文間の農地面積は448.5ha、耕作面積は446.8haです。耕作面積の地目別内訳は、田の面積が350.0ha、畑の面積が96.8haです。

（その他）

- ・ 西部地区には、JA水郷つくば竜ヶ崎西支店及び牛久沼土地改良区があります。

② 対象地区の課題

(農地)

- ・ 西部地区は、自作による耕作面積が、全体の約 8 割を占めていることから、農地の集積・集約が進んでいるとは言い難い状況です。
- ・ 駒柴は、川原代及び北文間と比較すると、畑の耕作農地の割合が多いため、農地の集積・集約が難しい状況です。
- ・ 川原代の耕作面積の内訳について、田の耕作農地が全体の約 7 割を占めています。その内、田の耕作面積の約 3 割は賃貸借等による貸付地であることから、農地の集積・集約が進んでいるとは言い難い状況です。
- ・ 北文間は、基盤整備事業などを実施していないため、駒柴及び川原代と比較すると、一つ一つの農地の面積が小さいことや区画等の条件がよくないため、農地の耕作面積の約 1 割は賃貸借等による貸付地であることから、農地の集積・集約が進んでいるとは言い難い状況です。農地の集積・集約が難しい状況です。

(後継者・担い手)

- ・ 西部地区の農地所有者に実施したアンケート調査の結果では、耕作面積の約 5 割は 70 歳以上の方が自作で耕作しています。その内、約 7 割の方は「後継者がいない、または未定」と回答しているため、担い手の育成・確保が必要です。

③ 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・ 農地所有者、農業をリタイア・経営転換する人、または、担い手の分散錯圃を解消するため利用権を設定しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付けることとします。
- ・ 農地中間管理機構に貸し付けた農地は、原則として中心経営体が担っていくこととします。
- ・ 土地改良事業などを実施する際は、担い手へ農地の集積・集約を推進することで、農地の分散錯圃の解消に努めます。
- ・ 中心経営体となる担い手の育成・確保に関する取組を推進します。
- ・ 茨城県新規就農相談センター、茨城県農業改良普及センター及び茨城県農業参入等支援センター等と連携し、中心経営体となる担い手の育成・確保に関する取組を推進します。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引き受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	農業を営む範囲
認定農業者						馴柴、川原代、北文間
認定農業者						馴柴
認定農業者						馴柴、川原代、北文間
認定農業者						馴柴、川原代
認定農業者						川原代
認定農業者						北文間
認定農業者						北文間
認定農業者						北文間
認定農業者						馴柴
認定農業者						馴柴、川原代
認定農業者						川原代
認定農業者						川原代
認定農業者						馴柴
認定農業者						馴柴
認定農業者						馴柴
認定農業者						馴柴
認定農業者						北文間
認定農業者						川原代、北文間
認定農業者						馴柴、川原代
認定農業者						馴柴、川原代
認定農業者						北文間
認定農業者						北文間
認定農業者						馴柴
認定農業者						北文間
認定農業者						北文間

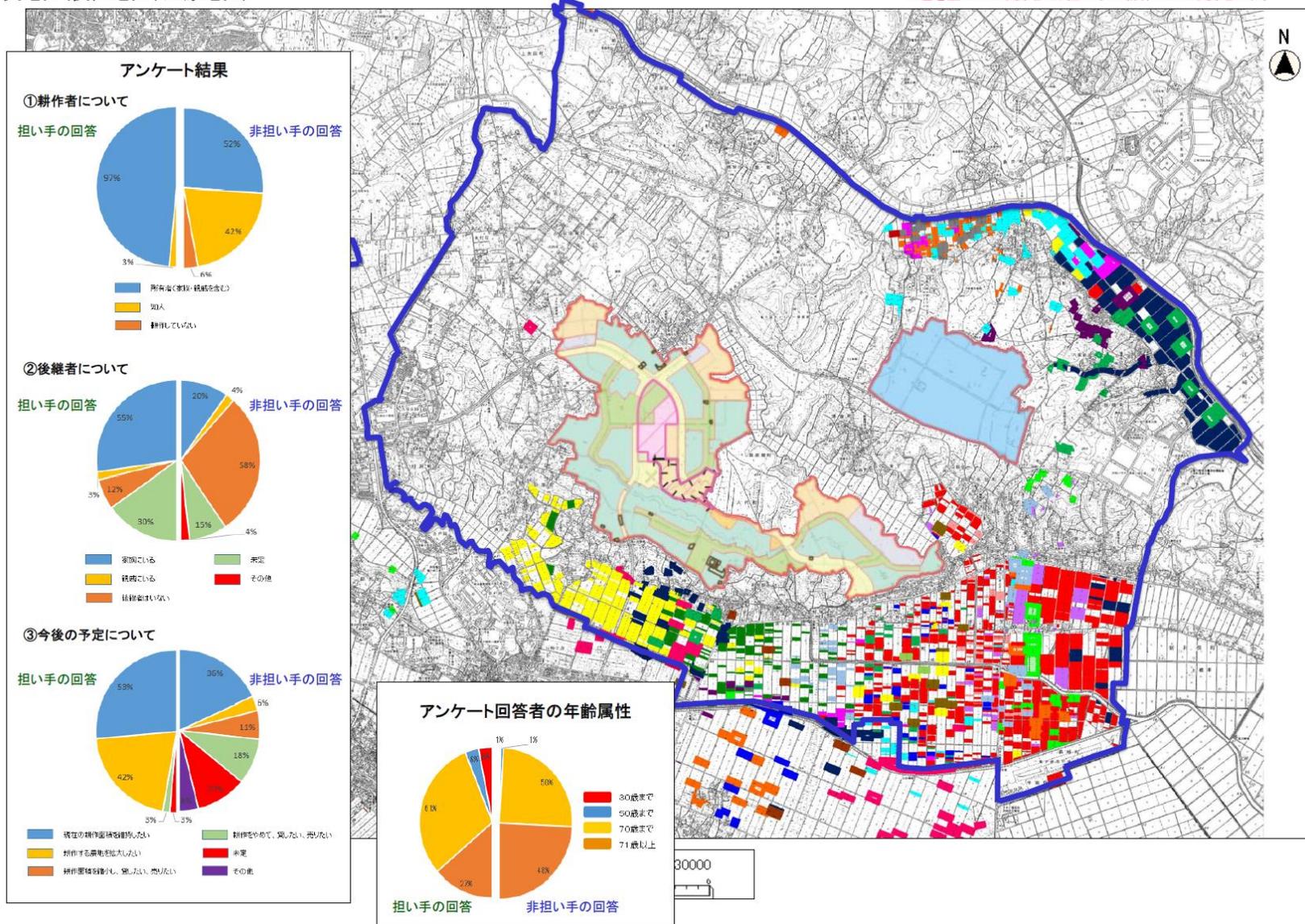
属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引き受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	農業を営む範囲
認定農業者						馴柴
認定農業者						川原代
認定農業者						北文間
認定農業者						北文間
認定農業者						馴柴
認定農業者						北文間
						馴柴
						北文間
						北文間
						北文間
						川原代
						川原代
						北文間
						北文間
						北文間
						川原代
						北文間
						馴柴
						馴柴、川原代
計	法人 4 経営体 個人 40 経営体		639.7ha		826.8ha	

参考資料

(1) 座談会で用いた地図

① 中央地区 中央地区(長戸地区、八原地区)

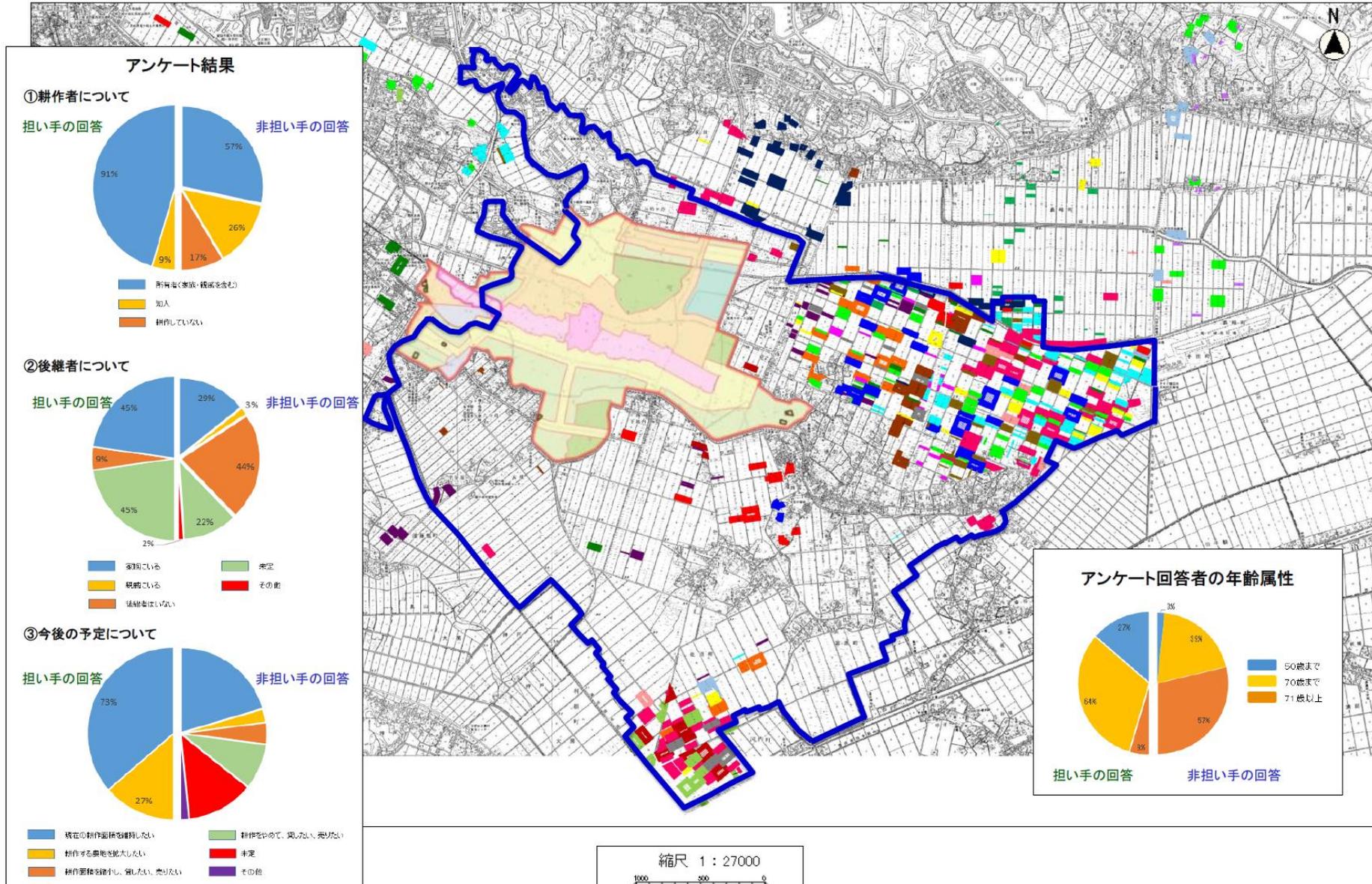
※色を塗っている農地は、担い手が耕作している農地です。



② 東部地区

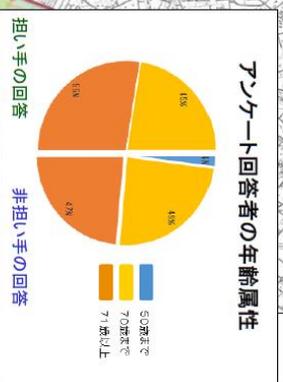
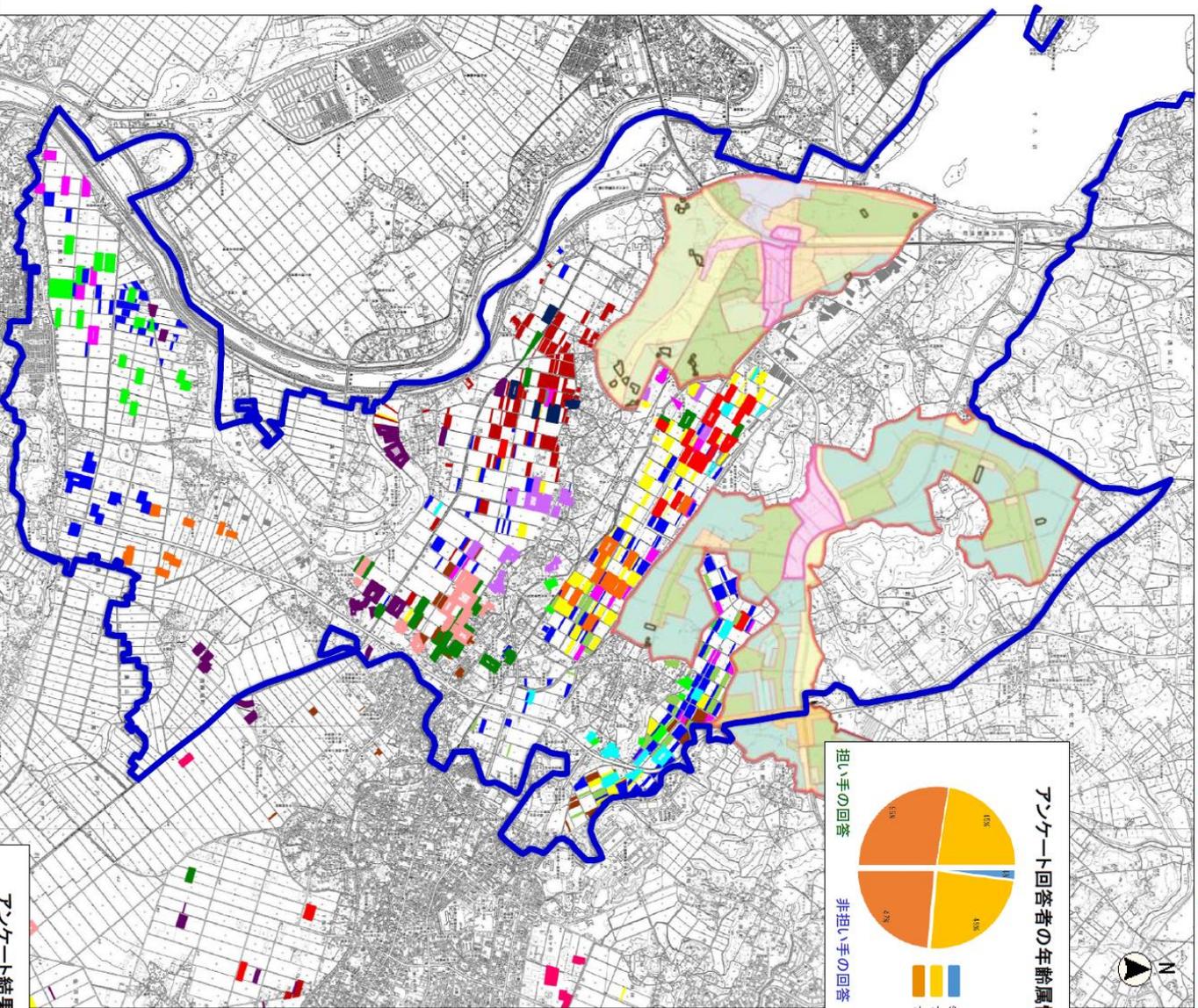
東部地区(龍ヶ崎地区、大宮地区)

※色を塗っている農地は、担い手が耕作している農地です。



西部地区(副柴地区、川原代地区、北文間地区)

※色を塗っている農地は、担い手が耕作している農地です。



アンケート結果



③ 西部地区

(2) 人・農地プラン実質化の取組に連携する支援措置

① 実質化された人・農地プランの作成「地区」を対象とする支援措置（事業要件）

事業等名	事業等の概要
強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち、産地基幹施設等支援タイプ	地域農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の導入を支援します。
機構集積協力金のうち、地域集積協力金	人・農地プランを実質化し、まとまった農地を機構に貸し付けた地域等に対し、協力金を交付します。
機構集積協力金のうち、農地整備・集約協力金（農地耕作条件改善事業の実施地区）	基盤整備事業の農業者負担を軽減するため、協力金を交付します。
農地耕作条件改善事業のうち、高収益作物転換型	基盤整備とともに、収益作物転換のための計画策定から営農定着まで必要な取組を支援します。
農地耕作条件改善事業のうち、スマート農業導入推進型	スマート農業に適した基盤が整備された地区に、GNSS（衛星測位システム）基地局等先進的な省力化技術の導入を支援します。
農地耕作条件改善事業のうち、未来型産地形成推進条件整備型	水田転換や既存産地の改良とともに、省力技術・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を形成する取組を支援します。

② 実質化された人・農地プランに位置付けられた「人（中心経営体）」を対象とする支援措置（事業要件）

事業等名	事業等の概要
強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち、先進的農業経営確立支援タイプ	広域に展開する農業法人等が、自らの創意工夫と判断により経営の高度化に取り組むために必要な農業用機械・施設の導入を支援します。
強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち、地域担い手育成支援タイプ	農業者が経営基盤を確立し、更に発展するために必要な農業用機械・施設の導入を支援します。
農地売買等支援事業	全国農地保有合理化協会による農地中間管理機構への農用地等の買入れ等資金の無利子貸付に必要な経費等の支援等を行います。
農業次世代人材投資事業（経営開始型）	次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、経営開始時の経営確立を支援する資金を交付します。
スーパーL資金 利負担軽減措置（農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業、担い手経営発展支援金融対策事業）	経営改善に意欲的に取り組む農業者を、金利負担軽減措置により金融面から強力に支援します。

事業等名	事業等の概要
農業経営継承保証保険支援事業	後継農業者が農業経営を継承するにあたって、経営資産を取得するために必要となる経営者保証等の担保提供や資金の借入れに係る都道府県信用基金協会の債務保証の保証料の負担を軽減します。
持続的生産強化対策事業のうち、果樹農業生産力増強総合対策のうち、未来型果樹農業等推進条件整備	まとまった面積で省力樹形・機械作業体系を導入する場合に、早期成園化や成園化までの経営継続・発展等に係る取組をパッケージで支援します。

③ 実質化された人・農地プランの作成「地区」を対象とする支援措置（ポイント加算）

事業等名	事業等の概要
食料産業・6次産業化交付金のうち、6次産業化の推進	農林漁業者と食品事業者、流通事業者等の多様な事業者がネットワークを構築して行う新商品開発・販路開拓等の取組に対して支援します。
強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち、産地基幹施設等支援タイプ	地域農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の導入を支援します。
強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち、先進的農業経営確立支援タイプ	広域に展開する農業法人等が、自らの創意工夫と判断により経営の高度化に取り組むために必要な農業用機械・施設の導入を支援します。
強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち、地域担い手育成支援タイプ	農業者が経営基盤を確立し、更に発展するために必要な農業用機械・施設の導入を支援します。
持続的生産強化対策事業のうち、戦略作物生産拡大支援事業のうち、作付体系転換支援事業	生産者、試験研究機関、行政・普及など地域の関係者が一体なで行う生産性の向上に資する技術等の実証等を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・生産コストを低減する飼料用米等の多収品種や直播栽培の導入 ・連作による地力低下に対応するための麦、大豆等の生産技術の導入
鳥獣被害防止総合対策交付金	市町村が作成した被害防止計画に基づく以下の取組を総合的に支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵、処理加工施設、捕獲技術高度化施設等の整備 ・捕獲機材の導入、追い払い等の地域ぐるみの被害防止活動 ・捕獲を含めたサル等の複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた実証 ・捕獲活動の取組等

④ 実質化された人・農地プランに位置付けられた「人（中心経営体）」を対象とする支援措置（ポイント加算）

事業等名	事業等の概要
食料産業・6次産業化交付金のうち、6次産業化施設整備事業	六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等が、多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要な加工・販売施設等の整備に対して支援します。
持続的生産強化対策事業のうち、茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業（茶の改植等）	茶や薬用作物などの地域特産作物について、生産性の向上等による競争力強化を図るため、地域の実情に応じた生産体制の強化、需要の創出など生産から消費までの取組を総合的に支援します。

⑤ 実質化された人・農地プランの取組に連携する支援措置（助成額の上乗せ）

事業等名	事業等の概要
農地耕作条件改善事業のうち、地域内農地集積型	畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細やかな耕作条件の改善を機動的に支援します。事業完了時までに中心経営体に集約される受益地については、助成額を上乗せします。
農地利用最適化交付金	農地利用最適化活動を行う農業委員・農地利用最適化推進委員の報酬の財源を支援します。実質化された人・農地プランの作成、その実現に寄与する活動については支援を上乗せします。